

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○財務
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用等	振替の法律	發行	名稱	令第	國債の發行等に關する
行価	行単	額面	金額	方法	方法	項及	項及	び根	及び	三十三年九月九日	省告示第
格	日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	と	第三百二十六号
錢額	平	す額の振	五六五万	額い募の定以律社	条九特三利	月九	月九	付	回付	六	二百二十
面成るの記替	成	るの記替	万百十円	面に集振の下へ平、一法會	債年第別回付	九	九	國	付	条第	省告示に關する
金二。	整	載法	円八一	金よ取替適一	成十三年法	日	日	財庫	付	十一	第三百二十六号
額十	數又の	倍は規	十億	額る扱機用振	株式等の振替	律計	律第	債券	券	。	。昭和五十一年
百五	倍は規	額は規	円八	で発機関を替	十三年法	に二	に二十	大臣	大臣	。	利規定に關する
円年	の記定	の記定	千五百	行関は受法	年法律	関す	三十	麻生	麻生	。	利付國債に基づく
に九	金録に	金録に	九百	に日本銀行	第十七	年法律	年法律	太郎	太郎	。	大藏省告示
つき九	額はよ	額はよ	九百九	によるも	第十五	（一）	（一）	六十	六十	。	。
日百	に、る	に、る	九億	る銀	号。	（二）	（二）	。	。	。	。
円三	よ最振	よ最振	七十	募集と	（三）	（三）	（三）	。	。	。	。
十六	る低替	も額口	一千	の取扱	（四）	（四）	（四）	。	。	。	。
		の面座	百六	の取扱	（五）	（五）	（五）	。	。	。	。
		と金簿	三十	そ規	（六）	（六）	（六）	。	。	。	。

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は払し払平定、期た期成を所はしは又いだ十かのれ中れにす次そが金と二控得外た、はてし・ら算るものに係る所のれ中れに發行時において、

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100 \times 1}$$

 税國金額に當該金額に記載しては、は替泉その
 前記(一)の算式に當該金額に記載しては、は替泉その
 つ十日日う算二とをい五にに。式月が乗じて号支當たに二でじ同に払ただよ十きたじ。おうるしり日る金額に當該金額に記載しては、は替泉その
 いへと、算を。額け者算合住に(一)の金記録座取利
 て以き支出支(一)の金記録座取利
 する又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一)年
 ○・三パーセント
 るす出額に各募集取扱機関
 。るしに加え、次第に払を第十八式は
 期金額に払を第十八式は
 及翌行を、五の税金額に當該金額に記載しては、は替泉その
 日び営休支次年税金額に當該金額に記載しては、は替泉その
 に第業業払の十の税率が當該金額に記載しては、は替泉その
 つ十日日う算二とをい五にに。式月が乗じて号支當たに二でじ同に払ただよ十きたじ。おうるしり日る金額に當該金額に記載しては、は替泉その
 いへと、算を。額け者算合住に(一)の金記録座取利
 て以き支出支(一)の金記録座取利
 する又出に者おた二額(一)さ簿さ子

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
年
五
年
九
月
九
日
日
額
本
銀
行
百
年
円
に
月
つ
き
百
円
額
面
金
額
額
利
三
子
十
支
の
支
利
、
六
十
の
年
百
年
支
、
月
う
。
十
日
百
各
日
月
支
十
月
支
十
月
期
し
、
び
十
月
支
十
月
期
月
属
二
す
お
十